

# 廃業届の記入例

届出の提出年月日を記入する

建築士法第23条の7の区分により記入  
 ・業務を廃止  
 ・開設者が死亡  
 ・開設者が破産手続きの開始決定  
 ・法人が合併により解散  
 ・法人が破産手続きの開始決定  
 ・法人が合併以外の事由で解散

届出者の現住所を記入する

第十一号書式(用紙A4)

## 建築士事務所廃業等届

建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により、登録通知書を添えて届け出します。

平成 20 年 12 月 1 日

住所 船橋市本町2-2-9  
 千葉ハウス株式会社  
 氏名 代表取締役 千葉和夫 @

(指定事務所登録機関)  
 千葉県建築士事務所協会長 様

廃業等の事由	1 個人から法人へ 4 法人の合併・解散・破産 6 他都道府県へ移転	2 法人から個人へ 5 管理建築士の退職 7 その他( )	3 開設者の死亡
建築士事務所	名称	ちばはうす 千葉ハウス株式会社 二級建築士事務所	
	所在地	〒260-0013 千葉市中央区中央3-2-1 電話 043 (224) 6655 番	
開設者	個人	氏名	
	個人	住所	
	法人	名称	ちばはうす 千葉ハウス株式会社
法人	事務所所在地	船橋市本町2-2-9	
法人	役員氏名及び役名	代表取締役 千葉和夫 取締役 本田一郎 取締役 千葉真弓	取締役 石井良一 取締役 山本哲夫
管理建築士氏名	鈴木 忠 二級 建築士 (千葉県) 登録第 10033 号		
登録年月日及び登録番号	平成 17 年 10 月 20 日 千葉県知事登録第 2-0510-2245 号	※番	
※廃業等受付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号 査		

注2により

注3により記入

届出者が開設者の場合は、申請時と同じ印を押印する  
 ※個人が届ける場合は、申請時本人確認が出来、その場で署名した場合に限り省略できます。

この欄は、建築士事務所登録通知書により記入する。  
 (変更があった場合には、登録事項変更届による。)

都道府県名は、一級の場合は記入不要

注 1 個人が届ける場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。  
 2 届出者は、下記のとおりです。  
 業務を廃止したときは、開設者。開設者が死亡したときは、その相続人。開設者について破産手続開始の決定があったときは、その破産管財人。法人が合併により解散したときは、その役員。法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人  
 3 廃業等事由欄は、1に掲げる事項の詳細及び決定した月日を記入してください。  
 4 ※印欄は、記入しないでください。